

最低賃金法の一部を改正する法律 要綱

第一 最低賃金に係る総則

一 最低賃金額

最低賃金額は、時間によって定めるものとする。 (第三条関係)

二 最低賃金の減額の特例

使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額を当該労働者に適用される最低賃金額とするものとする。 (第七条関係)

(一) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

(二) 試の使用期間中の者

(三) 職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で

定めるもの

(四) 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

第二 地域別最低賃金

一 地域別最低賃金の原則

(一) 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならないものとする。 (第九条第一項関係)

(二) 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないものとする。 (第九条第二項関係)

(三) (二)の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。 (第九条第三項関係)

二 地域別最低賃金の決定

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会 (以下「最低賃金審議会」という。) の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決

定をしなければならないものとする。 (第十条第一項関係)

三 地域別最低賃金の改正等

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならないものとする。 (第十二条関係)

四 派遣中の労働者の地域別最低賃金

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣中の労働者 (第三の二において「派遣中の労働者」という。) については、その派遣先の事業の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとする。 (第十三条関係)

第三 特定最低賃金

一 特定最低賃金の決定等

(一) 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業

に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるものとする。

（第十五条第一項関係）

- (二) 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(一)の申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができるものとする。 (第十五

条第二項関係)

二 派遣中の労働者の特定最低賃金

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとする。 (第十

八条関係)

第四 労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止

最低賃金の決定方式について、労働協約に基づく地域的最低賃金を廃止するものとする。 (現行
第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十八条関係)

第五 その他

一 最低賃金審議会の委員の任期

最低賃金審議会の委員の任期を二年とするものとする。 (第二十三条第二項関係)

二 監督機関に対する申告

(一) 労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるよう求めることができるものとする。

(第三十四条第一項関係)

(二) 使用者は、(一)の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。 (第三十四条第二項関係)

三 船員に関する特例

船員に関する特例について所要の整備を行うものとする。 (第三十五条から第三十七条まで関係)

四 罰則

- (一) 労働者に対し、地域別最低賃金において定める最低賃金額を支払わなかった使用者は、五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第四十条関係)
 - (二) 特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないものとする。
 - (三) その他罰則について所要の整備を行うものとする。
- 五 その他
- その他所要の整備を行うものとする。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置等

- (一) この法律の施行の際現に効力を有する労働協約に基づく地域的最低賃金は、この法律の施行後二年

間は、なおその効力を有するものとする。 (附則第三条関係)

- (二) この法律の施行の際現に効力を有する一定の事業又は職業について決定された最低賃金は、第三の一による特定最低賃金とみなすものとする。 (附則第五条第一項関係)
- (三) (一)及び(二)のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- (四) 関係法律について所要の改正を行うものとする。